

法面補修その1工事 特記仕様書

第1条 適用範囲

本仕様書は、熊本県道路公社が発注する次の工事に適用する。

工事番号：松有道R07-工02号

工事名：法面補修その1工事

第2条 工事場所

熊本県上天草市松島町地内（松島有料道路）

第3条 工期

契約締結日の翌日から令和8年（2026年）3月25日まで

第4条 工事数量

本工事における工事数量は、別紙「工事数量総括表」のとおりとする。なお、協議により数量に変更が生じた場合は設計変更の対象とする。

第5条 準拠規則

本工事施工に当たっては、本仕様書によるほか、一般的な事項については土木工事共通仕様書（熊本県土本部 平成31年4月）、土木工事施工管理基準（熊本県土本部 平成31年4月）その他によらなければならない。

第6条 疑義事項の処理

受注者は、工事契約後速やかに必要な測量を実施し、契約図書と現地に差異並びに特記仕様書に疑義が生じた場合は、原則として書面で監督職員と協議し適切な処理を行わなければならない。

第7条 施工一般

- ・法枠工、枠内モルタル吹付の範囲については、現地での調整が必要となるため、数量の変更がある場合は、必要資料を作成し監督職員と協議のうえ、設計変更対応とする。
- ・植生マットの処分費については、見込み数量を計上しているので実績に基づき協議を行い設計変更対応とする。
- ・伐採費用については、想定数量で計上している。本工事契約後、現地調査を行い監督職員と協議のうえ、数量及び金額について設計変更の対象とする。

第8条 施工条件の明示

① 工程関係

- ・本工事に隣接して下記工事が施工されるため、相互の連絡調整について工程等の調整を図ること。

工事名：法面補修その2工事（発注予定）

- ・本工事の施工時間は、昼間（8時30分～17時00分）を予定しているが、関係者及び警察等との協議の結果、変更する必要がある場合は、別途協議すること。
また、土曜日、日曜日及び祝日は原則作業を行わないこと。
- ・余裕工期については、特段考えていない。

② 用地関係

- ・工事施工において民地借上を必要とする場合の地元折衝及び補償等は、特に指示しない限り、一切の行為は受注者の責任において処理しなければならない。

③ 公害関係

- ・工事に伴う公害防止（騒音・振動・粉塵）については、特段配慮していない。

- ・事業損失に係わる事前調査等は考えていない。

④ 安全対策関係

- ・工事着手前に埋設物の有無を確認し、施工方法等を協議すること。
- ・交通誘導員の条件については第 10 条に記載している。

⑤ 工事用道路関係

- ・資機材等の搬入路については、既設の道路を使用することで考えており、特に道路管理者（地元住民等）等からの制限は受けていない。
また、工事車両の有料道路通行に関しては、熊本県道路公社に通行許可申請を行い許可をえたうえ通行すること。

⑥ 仮設備関係

- ・本工事で設置した仮設物については、工事目的物が完了した段階で撤去するものとする。

⑦ その他

- ・工事用資機材の仮置きは、特段考慮していない。

第 9 条 仮設工

受注者は、現地踏査結果を踏まえ、仮設計画書を事前に監督員に提出すること。また、現地取り合及び警察等関係機関との協議の結果等により、変更する必要がある場合は別途協議すること。

第 10 条 交通誘導員

受注者は、交通誘導員の配置について、「交通誘導員の配置計画書」を事前に監督員に提出すること。

本工事では、発破防護柵設置・撤去時は路肩規制を想定しており、交通誘導員 B を 12 人計上している。警察等関係機関との協議の結果又は条件変更等により変更する必要がある場合は別途協議すること。なお、条件等の変更がなく、標準作業量から算定した設計計上人数と実際の配置人数の差異のみの場合は、設計変更の対象としない。

第 11 条 安全管理チェックリスト

受注者は、県の定める様式(別紙)を基に安全管理チェックリストを作成し、施工計画書提出時に併せて提出するものとする。また、作成したチェックリストの内容について、現場内での周知徹底を図るとともに、チェックリストを用いて月 1 回以上の現場点検を実施し、その結果を毎月の履行報告書と併せて監督員へ提出するものとする。ただし、チェックリストの内容は、必要に応じて変更することができ、その場合は再度監督員へ提出するものとする。

第 12 条 過積載防止

受注者は、交通安全確保や構造物の損傷を防止するため、次により工事関係車両の過積載防止対策を図ること。

- ①工事用資機材、建設副産物等の過積載をしないこと。
- ②過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
- ③資材等の過積載を防止するため、資材等の購入にあたっては、資材納入業者等の利益を不当に害することのないようにすること。
- ④さし枠の装着又は物品積載装置の不正改造したダンプトラック等が工事現場に出入りしないようにすること。
- ⑤「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法(以下、「法」

という。)の目的に鑑み、法第 12 条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の利用を促進すること。

⑥下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。

⑦①から⑥のことについて、下請契約における受注者を指導すること。

第 13 条 現場技術者等の腕章の着用について

1 目的

現場における責任の自覚と意識の高揚並びに現場作業員及び一般住民から見た責任者の明確化を目的として実施する。

2 対象者

- ・現場代理人
- ・監理技術者又は主任技術者

3 腕章の仕様

仕様は、監督職員と協議するものとする。

着用箇所は、腕の見易いところを原則とする。なお、腕章のほかに名札も着用することが望ましい。

第 14 条 公共事業労務費調査に対する協力

1. 本工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合、受注者は、調査票等に必要事項を正確に記入し発注者に提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。
2. 調査票等を提出した事業所を発注者が事後に訪問して行う調査・指導の対象に受注者がなった場合、受注者は、その実施に協力しなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。
3. 公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、受注者は、労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に貸金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておかなければならない。
4. 受注者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には、受注者は、当該下請工事の受注者(当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。)が前 3 項と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

第 15 条 県産資材の優先使用

受注者は、熊本県土木工事共通仕様書第 7 編第 1 章第 2 節 2 - 2 - 4 の県内資材、県内企業及び誘致企業の優先使用に関して、やむを得ず県外産資材を使用する場合は、材料承認願いに「県内産資材不使用理由書」を付して提出しなければならない。

第 16 条 建設発生土の処分

本工事により発生する建設発生土は、下記へ搬出を見込んでいるが、これによりがたい場合は別途協議する。

- (1) 受入箇所:土砂受入地造成工事（熊本県発注工事）
 - (2) 受入場所:上天草市大矢野町中 4 9 7 1 地先
 - (3) 運搬距離:11.3 km(片道)
2. 建設発生土の処分状況の記録をしゅん工書類に添付すること。
 - (1) 処分地への経路表示をした地図、経路を示す写真
 - (2) 処分地の着工前、状況、しゅん工時の写真等
 - (3) 処分地に関すること
 3. 捨土完了後、監督職員の立会のもと完了確認を行うこと。

第 17 条 再生資材の利用等

- 1) 特定建設資材の分別解体等・再資源化等
 1. 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（（平成 12 年法律第 104 号）。以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「7 解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と異なる場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により予定した条件により難しい場合で、受注者の責めによるものでない事項については、監督職員と協議するものとする。
 2. 受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法 18 条に基づき、次の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。

なお、書面は「建設リサイクルガイドライン（平成 14 年 5 月）」に定めた様式 1〔再生資源利用計画書（実施書）〕及び様式 2〔再生資源利用促進計画書（実施書）〕を兼ねるものとする。

 - ・再資源化等が完了した年月日
 - ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
 - ・再資源化等に要した費用
- 2) 建設副産物情報交換システムの活用

本工事は、建設副産物情報交換システム（以下「システム」という。）の登録対象工事であり、受注者は、施工計画作成時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は速やかに当該システムにデータの入力を行うものとする。

なお、これにより難しい場合には、監督職員と協議しなければならない。
- 3) 工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第 18 条 建設副産物(建設発生土を除く。)

- 1 この工事で発生する建設副産物（建設発生土を除く）の処理については、下記に搬出することとし、適切に処理すること。

なお、処理の基本的事項については、「建設副産物の再生利用指針」による。

受入れ場所：原則として再資源化施設とする

仮置き等：必要な場合は、法律に違反しないように適切に処理すること

搬出調書等：建設廃棄物処理実施計画書、建設系廃棄物処理実績集計を提出すること
- 2 この工事が竣工した場合、下記の内容について報告（注 2）すること。
 - ①資源化等が完了した年月日
 - ②再資源化等をした施設の名称及び所在地
 - ③再資源化等に要した費用

注1：建設副産物の種類毎に作成すること。

注2：建設リサイクル法による対象建設工事の場合、元請業者は工事完了時に発注者に対して書面で報告することを義務づけている（建設リサイクル法18条、建設リサイクル法施行規則5）。

第19条 舗装切断時に発生する排水の処理について

- ①舗装切断時に発生する排水（汚泥）は、産業廃棄物として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に処理しなければならない。
- ②受注者（元請）が当該排水を運搬する場合は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物運搬車両の表示と廃棄物の種類・運搬先等必要事項を記載した書面（マニフェスト）を携行すること。
- ③受注者は、当該排水の処理に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）を、監督員に提示するとともに、「産業廃棄物処理確認票（集計表）」を提出すること。
- ④受注者は、当該排水が生じない工法（空冷式等）を採用した場合も、当該排水と同様に、吸引する装置の併用など、粉塵飛散防止対策を実施するとともに、収集した粉塵については、適正な運搬・処理を実施することし、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を、監督員に提示するとともに、「産業廃棄物処理確認票（集計表）」を提出すること。

第20条 建設副産物情報交換システムへの登録

受注者は、本工事の工事概要や再生資材の利用量、建設副産物の搬出量など、必要な情報を建設副産物情報交換システム（COBRIS）に入力し、登録しなければならない。（施工計画作成時、工事完成時）

第21条 工事書類の簡素化について

土木工事共通仕様書及び土木工事施工管理基準で定める工事書類について、以下に示す書類について、書類の簡素化により作成不要又は提出不要とする。

参照 URL： http://www.pref.kumamoto.jp/kiji_1836.html

第22条 情報交換共有システム対象工事（設計額1千5百万以上）本工事は、情報共有システムを利用する工事であるが、発注者と協議を行い情報交換共有システムを利用するか決定すること。

- (1) 情報共有システムは、工事施工中の発注者、受注者間でやりとりする 文書・図面を電子化して共有し、情報の有効活用を図るものである。
- (2) 本工事は、情報共有システムを利用することを原則とする。利用する 情報共有システム及び登録に必要な基本情報については発注者と協議することとする。
- (3) 情報共有システムの利用により、紙媒体の提出を妨げるものではない。
電子化が困難な書類等は、紙媒体の提出でも構わないものとする。

第23条 ワンデーレスポンスの実施

1. この工事はワンデーレスポンス対象工事である。

ワンデーレスポンスとは、受注者からの協議、報告、承諾願、確認願、立会願等（以下「協議等」という。）に対して、監督員が原則として1日以内に回答するよう対応することである。ただし、1日以内の回答が困難な場合は、受注者と協議うえ、回答予定日を設けるなど、何らかの回答を1日以内にするものである。

2. ワンデーレスポンスは、「土木工事監督におけるワンデーレスポンス実施要領」に基づ

き実施するものとする。

3. 受注者は、計画工程表の提出に当たって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督員と協議すること。
4. 受注者は、工事施工中において、問題が発生した場合又は計画工程と実工程を比較照査し差異が生じる恐れがある場合には、原因を究明するとともに速やかに書面により監督員に報告するものとする。

第 24 条 労働者確保に要する間接費の設計変更について

本工事は、「共通仮設費(率分)のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用(以下「設計変更対象費」という。)について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方法に変更が生じ、土木工事標準積算基準書の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、設計変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する工事である。

営繕費:労働者送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費:募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

第 25 条 最新資材等単価への設計変更に係る特例措置について

1. 本工事は、令和 7 年 5 月 15 日付けの設計単価で積算しているが、契約締結日までに設計単価が改定された場合には、当初契約締結後、速やかに発注者と受注者で協議のうえ契約締結日の最新の設計単価で設計変更を行う。
2. ただし、受注者の了解を得られた場合、第 1 回変更設計時に実施することができる。

第 26 条 最新積算基準への設計変更に係る特例措置について

1. 本工事は、令和 6 年度熊本県土木工事標準積算基準(以下、「積算基準」という。)に基づき積算を行なっているが、契約締結日までに積算基準が改定された場合には、当初契約締結後、速やかに発注者と受注者で協議のうえ契約締結日の最新積算基準で設計変更を行う。
2. ただし、受注者の了解を得られた場合は、第一回変更設計時に実施することができる。

第 27 条 設計変更及び一時中止の手続き

本工事に関する設計変更及び一時中止については、契約書及び土木工事共通仕様書(熊本県土木本部 平成 31 年 4 月)に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、土木工事設計変更ガイドライン(熊本県土木本部 平成 27 年 10 月)及び土木工事一時中止ガイドライン(熊本県土木本部 平成 27 年 10 月)によることとする。

第 28 条 積算方式の施行対象工事

本工事は、「熊本地震の被災地(熊本県)で適用する施工パッケージ型積算方式標準単価表(平成 29 年 2 月 1 日以降に契約締結を行う工事から適用)」を用いた積算方式の試行対象工事である。

第 29 条 施工地域補正等を考慮した施行対象工事

本工事は、「積算基準」等により各工種区分、施工地域補正等を考慮した共通仮設費率(率分)及び現場管理費率に、それぞれの補正係数を乗じる試行対象工事である。

なお、補正係数については以下のとおりとする。

【共通仮設費率(率分)：1.1 現場管理費率:1.1】

第 30 条 現場環境改善について

現場環境改善費は、当初設計に計上していないが、以下のとおり実施する場合は発注者と協議のうえ、設計変更の対象とする。

- 1 工事現場の環境改善は、周辺住民の生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広報活動、現場労働者の作業環境の改善を行うために実施するもので、公共事業の円滑な執行に資することを目的とするものである。よって、受注者は施工に際し、この趣旨を理解し発注者と協力しつつ地域との連携を図り、適正に工事を実施するものとする。
- 2 現場環境改善の内容については、別表一 1 の内容のうち原則として各項目(仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携)につき 1 内容ずつ(いずれか 1 項目のみ 2 内容)の合計 5 項目以上を実施するものとする。
- 3 現場環境改善については具体的な内容・実施時期について、施工計画書に含め提出するものとする。
- 4 工事完了時には、現場環境改善の実施写真を提出するものとする。

【別表一 1】

計上費目	実施する内容(率計上分)
現場環境改善（仮設備関係）	1. 用水・電力等の供給設備、2. 緑化・花壇 3. ライトアップ施設、4. 見学路及び椅子の設置 5. 昇降設備の充実、6. 環境負荷の低減
現場環境改善（営繕関係）	1. 現場事務所の快適化(女子用更衣室の設置含む) 2. 労働宿舍の快適化 3. デザインボックス(交通誘導警備員待機室) 4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等
現場環境改善（安全関係）	1・工事標識・照明等安全施設のイメージアップ(電光式標識等) 2. 盗難防止対策(警報器等) 3. 避暑(熱中症予防)・防寒対策

地域連携	1. 完成予想図、2. 工法説明図、3. 工事工程表 4. デザイン工事看板(各工事 PR 看板含む) 5. 県学会等の開催(イベント等の実施含む) 6. 見学所(イン"メーションセンター)の設置及び管理運営 7. パンフレット・工法説明ビデオ 8. 地域対策費(地域行事等の経費を含む)
------	---

第 31 条 本工事の予定価格に含まれる法定福利費概算額について

本工事の予定価格に含まれる法定福利費概算額は別記様式 3 のとおりである。

第 32 条 週休 2 日施行工事

本工事は週休 2 日試行工事(週休 2 日(現場閉所型)工事)の対象工事であり、受注者 が希望する場合は、熊本県土本部「週休 2 日試行工事」実施要領(令和 6 年 4 月 1 日)(以下、「要領」という。に基づき取り組むこととする。

入札公告に示した予定価格は、「4 週 8 休」を見込んだ補正を行った金額である。

なお、工事着手日までに週休 2 日の実施の意向について、書面で協議されなかった場合 には、週休 2 日は未実施として取扱い、請負代金額を減額変更する。

また、施工後に休日の達成状況を確認後、「4 週 8 休」に満たない場合は、その達成状況 に応じて補正係数を見直し、請負代金額を減額変更するものとする。

第 33 条 熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について

本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。

第 34 条 特例監理技術者の配置について

本工事は、建設業法第 2 6 条第 3 項第 2 項の規定の適用を受ける監理技術者(以下、「特例監理技術者」という。)の配置を認める。

特例監理技術者の配置を行う場合には、「主任(監理)技術者等及び現場代理人の取扱いに ついて(平成 15 年 2 月 2 7 日付け土木部長通知、最終改正 令和 7 年 3 月 2 7 日)」に記載されている要件を満たさなければならない。

本工事において、特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さ なくなった場合は適切にコリンズ(CORINS)への登録を行うこと。

第 35 条 現場遠隔臨場試行工事

本工事は、建設現場の遠隔臨場の試行対象工事であり、受注者が希望する場合は、熊本 県土本部「建設現場の遠隔臨場」試行要領(令和 6 年 1 月)に基づき取り組むものとする。

第 36 条 VE 提案について

本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受付ける契約後 VE 方式の対象工事である。

1 定義

「VE 提案」とは、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、請負者が発注者に対し行う提案をいう。

2 VE 提案の意義及び範囲

- (1) 請負者が VE 提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のうち、工事材料、施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。
- (2) 以下の提案は、VE 提案の範囲に含めないものとする。
 - ア 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案
 - イ 契約約款第 18 条に基づき条件変更が確認された後の提案
 - ウ 入札時に競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を越えるような工事材料、施工方法等の変更の提案

3 VE 提案の提出

- (1) 請負者は、前項の VE 提案を行う場合は、次に掲げる事項を VE 提案書（VE 様式 1 号～VE 様式 3 号）に記載し、発注者に提出しなければならない。
 - ア 設計図書と VE 提案の内容の対比等
 - イ VE 提案による概算低減額算出根拠
 - ウ その他詳細資料及び図面
- (2) 発注者は、提出された VE 提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を請負者に求めることができる。
- (3) 請負者は、前項の VE 提案を契約の締結日より当該 VE 提案に係る部分の施工に着手する 3 5 日前まで、発注者に提出できるものとする。ただし、VE 提案の回数は 1 回を原則とする。
- (4) VE 提案にかかる費用は、請負者の負担とする。

4 VE 提案の審査

VE 提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性、機能性などを評価する。なお、提出された VE 提案書の内容について説明を求められた場合にはこれに応じなければならない。

5 VE 提案の採否等

- (1) 発注者は、VE 提案の採否について、VE 提案の受領後 14 日以内に書面により請負者に通知するものとする。ただし、請負者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。また、提出された VE 提案が適正と認められなかった場合は、その理由を付して通知するものとする。
- (2) 発注者は、VE 提案が適正と認められた場合において、必要があるときは、設計図書の変更を行うものとする。
- (3) 発注者は、前項の規定により設計図書の変更が行われた場合において、必要があるときは、請負代金額を変更するものとする。
- (4) 前項の変更を行う場合においては、VE 提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の 10 分の 5 に相当する金額（以下「VE 管理費」という。）を削減しないものとする。

(5) VE 提案が適正と認められた後、契約約款第 18 条の条件変更が生じた場合において、発注者が VE 提案に対する変更案を求めた場合、請負者はこれに応じるものとする。

(6) 発注者は、契約約款第 18 条の条件変更が生じた場合には、契約約款第 24 条第 1 項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。VE 提案を採用した後、契約約款第 18 条の条件変更が生じた場合の前記(4)の VE 管理費については、原則として変更しないものとする。ただし、双方の責に帰することができない事由(不可抗力や予測することが不可能な事由等)により、工事の続行が不可能、又は著しく工事低減額が減少した場合においては、協議して定めるものとする。

6 VE 提案の実施結果報告

請負者は VE 提案箇所の施工終了後、施工状況及び結果等を報告書にまとめて発注者に提出すること。

7 VE 提案の保護

発注者は、VE 提案については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りではない。

8 責任の所在

発注者が VE 提案を適正と認めることにより、設計図書の変更を行った場合においても、VE 提案を行った請負者の責任が否定されるものではない。

第 37 条 電子納品について

(1) 電子納品に関する基準

電子納品に関する基準は「熊本県電子納品運用ガイドライン」(以下「熊本県ガイドライン」という。)によるものとする。

(2) 電子納品

本工事は、電子納品対象工事とする。電子納品とは、各業務段階の最終成果を電子データで納品することをいう。

ここでいう電子データとは、熊本県ガイドラインに示すファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。なお、書面における署名又は押印の取り扱いについては、別途、監督職員と協議するものとする

(3) 電子化に要する費用

電子化に要する費用は共通仮設費に含まれているものとする。ただし、電子化が困難なもの※2で、特に監督職員が必要と認めた場合は、別途協議により必要な経費を技術管理費に計上し、設計変更で対応する。

※2：「工事完成図書の電子納品要領(案)平成 16 年 6 月国土交通省」の「8-4 電子化が困難な資料の取り扱い」を参照

第 38 条 緊急連絡先について

休日等の緊急連絡先

①現場での事故等※が夜間及び土・日、祝日に発生した場合は、負傷の有無に関わらず速やかに下記の緊急連絡先に連絡するものとする。

(電話番号等については、契約後速やかに主任監督員から情報を得ること)

- ② 下記緊急連絡先は施工計画書内に記載するものとし、併せて現場代理人、主任技術者、 監理技術者に周知徹底を行うこととする。
- ③ 下記緊急連絡先は、夜間及び土・日、祝日の場合のみとし、平日の開庁時の利用は行わないこととする。
- ④ 下記緊急連絡先は、上記①以外の目的での使用及び悪用してはならない。
※発注する工事現場内において、建設事故または公衆災害が発生した場合。
(公衆災害:一般通行車両や自転車、歩行者等の事故)

第 39 条 その他

この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、またはこの仕様書に定めのない事項については、受発注者間で協議のうえ定めるものとする。

(別紙)

安全管理 チェックリスト

工 事 名				【本リストの位置付け】 本リストは、過去の建設事故の検証、分析結果を踏まえ、多くの工事に共通し、事故防止を図る上で効果的、必須と考えられる項目をまとめたものであり、安全対策として、これだけを実施すれば良いというものではありません。 その他、現場条件等に応じ、必要な措置についても、適切に実施していただくをお願いします。
点検日時	年 月 日	午前・午後	時 分	
点検者名				
現場代理人 確認 欄				

※点検者と現場代理人は重複しても構いません。

1.第三者に対する安全対策

【立入防止施設】				備考(対応状況等)
工事区域に第三者が容易に立ち入れるような箇所に立入防止の措置を行っているか。	チェック ☐	対象外 ☐	変更無 ☐	※添付写真
道路等(人の往来がある所)に近接して掘削等により開口しているなど危険な箇所がある場合には、蓋又は防護柵を設置するなど、転落防止措置を講じているか。	チェック ☐	対象外 ☐	変更無 ☐	※添付写真
【看板・標識等位整備】				備考(対応状況等)
現道上に設置する工事看板等の各種標識類は、所定の場所に交通の支障とならないよう設置しているか。(また、運転者、歩行者から見やすい場所か。)	チェック ☐	対象外 ☐	変更無 ☐	※添付写真
振動や風等で倒れないよう固定措置がなされているか。	チェック ☐	対象外 ☐	変更無 ☐	※添付写真
【一般交通に対する安全】				備考(対応状況等)
一般交通に影響を与える状況(段差、車線切替、路盤状態等)において、適切な注意看板(徐行、段差あり、車線変更等)を設置しているか。	チェック ☐	対象外 ☐	変更無 ☐	※添付写真
やむを得ず路面に段差が生じる場合には、適切に擦り付け(5%以下)を行っているか。	チェック ☐	対象外 ☐	変更無 ☐	※添付写真
夜間時に視認性を確保できるよう、適切に保安施設を設置しているか。	チェック ☐	対象外 ☐	変更無 ☐	※添付写真
車両等が転落、衝突等をする恐れのある箇所には対策を実施しているか。(仮設ガードレール、反射板、点滅器等)	チェック ☐	対象外 ☐	変更無 ☐	※添付写真
仮の歩行者通路を設けている場合は、柵等で明確に区分され、かつ、危険の無いよう路面の凹凸をなくしているか。	チェック ☐	対象外 ☐	変更無 ☐	※添付写真
片側交互通行等の規制を行っている場合、適切に誘導員の配置等を行っているか。	チェック ☐	対象外 ☐		

2.労働者に対する安全対策

【墜落防止の措置】				備考(対応状況等)
高さ2m以上の箇所で作業を行う場合は、転落防止の対策(手すり等設置、安全帯使用等)を行っているか。	チェック ☐	対象外 ☐	変更無 ☐	※添付写真
転落の危険のある開口部等に柵等を設けて立入を防止しているか。	チェック ☐	対象外 ☐	変更無 ☐	※添付写真
枠組足場を設けている場合、「手すり先行工法に関するガイドライン」に則した足場を設けているか。(手すり先行工法で施工し、二段手すり、幅木の機能を有しているか)	チェック ☐	対象外 ☐		
【作業機械の適切な使用】				備考(対応状況等)
作業機械の用途外使用(安全上やむを得ない場合等を除く)を行っているか。(通常のバックホウにて 荷を吊り上げていないか等)	チェック ☐	対象外 ☐		
クレーン、重機等を使用するにあたり、作業基面(据付地盤)の養生等は必要ないか。	チェック ☐	対象外 ☐		
【誘導者過合図者等の適正配付】				備考(対応状況等)
クレーン作業を行うにあたり、合図者(操縦者への作業の合図等を行う者)の配置を行っているか。	チェック ☐	対象外 ☐		
車両系建設機械(バックホウ、ブルドーザー等)が路肩部等、転落の恐れのある箇所を走行する際に、誘導者を配置しているか。	チェック ☐	対象外 ☐		
上部で立木等の伐採を行う際には、適切に合図を行った上で実施しているか。	チェック ☐	対象外 ☐		
【立入禁止の措置】				備考(対応状況等)
バックホウの用途外使用による吊り上げや、玉掛け1箇所による吊り上げなどの落下の恐れのある吊荷の下に作業員が立ち入っていないか。	チェック ☐	対象外 ☐		
クレーン、バックホウ等の旋回体と接触するおそれのある箇所に作業員が立ち入っていないか。	チェック ☐	対象外 ☐	X	
上部から物体が落下する恐れのある箇所(上下作業となる箇所等)を立入禁止としているか。また、当該箇所に立ち入る必要がある場合には、適切な防護措置を行っているか。	チェック ☐	対象外 ☐		
【崩落災害防止】				備考(対応状況等)
掘削面は安全な勾配で施工しているか。	チェック ☐	対象外 ☐		
土羽が雨水等により崩壊しないよう、シーの等の対策の必要はないか。	チェック ☐	対象外 ☐		
【作業者の感電防止】				備考(対応状況等)
作業者が感電する恐れがある電気設備に、必要な防護措置はなされているか。	チェック ☐	対象外 ☐	変更無 ☐	※添付写真
【作業環境】				備考(対応状況等)
休憩場所や飲料水等および適切な休憩時間の確保はなされているか。	チェック ☐	対象外 ☐		

※「チェック」、「対象外」(現場条件に該当しないもの)、「変更無」(2回目以降)の各欄にレ点をつける。

※本チェックリストの提出にあたり、現場全体が分かる写真(起点、終点側から撮影した写真等)及び備考欄に「※添付写真」と記載のある項目をチェックした場合は、その部分が確認できる写真(それぞれ代表的な一枚)を併せて添付する。但し、2回目以降「変更無」は、写真添付不要とする。

※各項目のチェックにあたり、改善の措置等の対応を行った場合にはその内容を備考欄に記載する。(例:注意看板の追加設置等)

※その他任意で項目を設定されても構いません。

県内産資材不使用理由書

資材名	県内産資材を使用しない理由

(※)県外産を使用する資材のみ記入すること。

予定価格に含まれる法定福利費概算額

工種	道路改良工事
予定価格（税込）	¥63,380,900
上記予定価格に含まれる 法定福利費概算額	¥2,300,727

上記予定価格に含まれる法定福利費概算額は、法定福利費のうち事業主負担額の概算額です。

当該概算額は、あくまで現場管理費及び直接工事費（営繕工事については、直接工事費、共通仮設費及び現場管理費）に含まれる法定福利費について、当工事に係る積算上の予定価格の額に、工種別の「予定価格に占める法定福利費の平均割合」を乗じて算出したものであり、実際に事業主が負担する額は労働者の雇用形態、施工地域等の実情に応じて異なります。